平成21年9月18日
第2115号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○青少年に有害な図書類の指定（４３０・県民文化政策課）……1
○青少年に有害な興行の指定（４３１・県民文化政策課）……2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（４３２・河川砂防課）……2
○建築基準法による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可（４３３・建築住宅課）……2
○開発行為に関する工事の完了（４３４・秋田地域振興局建設部）……3
○道路区域の変更（４３５・秋田地域振興局建設部）……3
公　告
○人事行政の運営等の状況の公表（人事課）……3
○土地改良区の役員の就任の届出（仙北地域振興局農林部）……14
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察本部会計課）……14
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（１５４）……15
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（１５５）……16
公安委員会告示
○駐車監視員資格者講習の実施（１１２・交通指導課）……16

告　　示

秋田県告示第430号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第９条第１項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成21年９月18日から施行する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

図書

指定番号	図　書　名	発　行　所	指　定　理　由
10592	ヤングチャンピオン　烈	秋田書店	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10593	Ｂ　Ｘ　10月号	三英出版	
10594	ＤＭＭ　ＤＶＤ　９月号	ジーオーテイー	
10595	月刊裏モノＪＡＰＡＮ　10月号	鉄人社	
10596	エキサイテングマックス　10月号	ぶんか社	
10597	エンタテインメントダッシュ　９月号	晋遊舎	
10598	人妻熟女プレイ情報　10月号	オデッセウス出版	
10599	ヤングアニマル　嵐	白泉社	
10600	サブラ　10月号	小学館	
10601	ザ・ベストＭＡＧＡＺＩＮＥ　９月号	ＫＫベストセラーズ	

秋田県告示第431号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第10条第１項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成21年９月18日から施行する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

映画

指定番号	題　　名	配給元	指　定　理　由
6663	人妻痴情　しとやかな性交	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
6664	若義母　むしゃぶり喰らう	オーピー映画	
6665	壺姫ソープ　ぬる肌で裏責め	オーピー映画	

秋田県告示第432号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

区　域　名	区　域	
	郡市　町村　大字　字	地　番
岩城滝俣	由利本荘市岩城滝俣字前田沢	28番の一部（次の図に示す部分に限る。）、28番２の一部（次の図に示す部分に限る。）、31番の一部（次の図に示す部分に限る。）、48番の一部（次の図に示す部分に限る。）、49番の一部（次の図に示す部分に限る。）、50番、50番１の一部（次の図に示す部分に限る。）、50番４の一部（次の図に示す部分に限る。）、76番４の一部（次の図に示す部分に限る。）、80番の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）、水路敷（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第433号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第１項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、同条第４項の規定により告示する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　称	住　所	増加する業務区域	増加の認可後の業務区域	認可年月日
財団法人秋田市総合振興公社	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝１番地１	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、	秋田県の全域	平成21年９月14日

		藤里町、三種町、八峰町、美郷町、羽後町及び東成瀬村の全域		

秋田県告示第434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により平成21年７月６日付け指令秋建－２－８で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　秋田市下新城中野字琵琶沼243番地２
　中　川　兼　喜
２　開発区域に含まれる地域の名称
　潟上市天王字長沼９番１、９番11、９番12、10番１、10番６、10番７

秋田県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	秋田天王線	秋田市高陽幸町392番地２から370番地３まで	19.8～20.8	0.037
	新	秋田天王線	秋田市高陽幸町392番地２から370番地３まで	20.1～21.1	0.037

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　秋田地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成21年９月18日から同年10月１日まで

公　　告

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田県条例第７号）第４条第１項の規定に基づき、平成20年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

第１　人事行政の運営の状況
　１　任免及び職員数の状況等
　(1)　任免及び職員数の状況　（各年４月１日現在）

部門	区分	職員数			対前年増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年	うち知事部局		
一般行政	総務他	3,931人	3,815人	3,744人	△116人	事務の統廃合・縮小・民間委託等
特別行政	教育	9,976人	9,811人		△165人	児童生徒数の減少、事務の統廃合・縮小等
	警察	2,307人	2,329人		22人	警察官の補充

公営企業	病　院	438人	53人		△385人	脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの独立行政法人化
	下水道	27人	9人	9人	△18人	下水道維持管理業務への指定管理者制度の導入
	その他	110人	107人	8人	△ 3人	公営企業部門の業務見直し
合　計		16,789人	16,124人	3,761人	△665人	

※　職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

(2)　定員適正化の取組

知事部局の定員適正化計画

対 象 職 員：知事部局職員（病院及び大学の職員を除く。）

計 画 期 間：平成11年度から平成23年度までの13年間

縮 減 目 標：4,819人（平成10年４月１日現在）を27％（1,319人）縮減し、3,500人（平成23年４月１日時点）へ

縮 減 方 法：定年退職者数の補充率を全体で30％程度に抑制し、年間採用者の上限を43人に設定することで、計画的な職員数の縮減を図る。特に平成17年度から平成19年度までの３年間を「重点適正化期間」と位置付け、職員数縮減の強化を図る。

見直し経緯：当初は平成11年度から平成22年度までの12年間で15％（723人）縮減する計画であったが、社会・経済情勢の変化や地方分権の進展に対応するため、新たな行財政運営体制を構築し、一層のコスト縮減を図る必要があることから、平成16年度に見直しを行い、現行計画とした。

あきた教育新時代創成プログラム（教育委員会）

児童生徒数の減少及び学校の統合等に伴い、教職員定数を平成17年度から平成25年度までの９年間で11,397人（平成16年４月１日現在）の15％（1,707人）を縮減し、9,690人（平成25年４月１日時点）とする。

２　給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)　平均給料月額等　（平成21年４月１日現在）

区　分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行　政　職	341,268円	64,215円	405,483円	43歳９月
警　察　職	330,538円	102,302円	432,840円	40歳11月
教　育　職（高等学校等）	370,912円	51,003円	421,915円	42歳６月
教　育　職（小・中学校）	387,244円	47,758円	435,002円	45歳３月
技能労務職	320,732円	41,214円	361,946円	48歳５月

(2)　初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額　（平成21年４月１日現在）

区　分		初任給	採用２年後の給料月額	経験年数別平均給料月額		
				10年	15年	20年
行　政　職	大学卒	168,756円	180,515円	259,156円	318,160円	366,397円
	高校卒	137,298円	145,530円	218,834円	255,886円	299,097円
警　察　職	大学卒	193,256円	215,698円	273,466円	334,584円	373,010円
	高校卒	154,938円	173,558円	244,255円	276,768円	339,940円
教　育　職（高等学校等）	大学卒	188,944円	200,704円	302,272円	349,717円	381,326円
	大学卒	188,944円	200,704円	302,625円	350,464円	379,756円

教　育　職（小・中学校）	短大卒	165,228円	180,810円	273,322円	330,300円	365,125円

(3)　行政職の級別職員数の状況　（平成21年４月１日現在）

区　　分	９級	８級	７級	６級	５級	４級	３級	２級	１級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・副主幹	副主幹・主査	主査・主任	主事・技師	主事・技師	
職　員　数	16人	42人	59人	605人	941人	952人	877人	464人	166人	4,122人
構　成　比	0.4%	1.0%	1.4%	14.7%	22.8%	23.1%	21.3%	11.3%	4.0%	100%

※　県には10種類14表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。
※　構成比については、各級ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない。

(4)　標準を超える昇給の状況　（平成20年度）

区　　分	行　政　職	警　察　職	教育職（高等学校等）	教育職（小・中学校）
職　員　数	4,258人	1,927人	2,882人	5,880人
標準を超える昇給職員数	704人	336人	527人	942人
比　率	16.5%	17.4%	18.3%	16.0%

(5)　諸手当の状況

ア　期末手当及び勤勉手当　（平成20年度）

区　分		期　末　手　当	勤　勉　手　当
支給割合	６月支給	1.35月分	0.725月分
	12月支給	1.55月分	0.725月分
	合　計	2.9月分	1.45月分
１人当たり平均支給額	行政職	1,734,819円	
	警察職	1,686,202円	
	教育職	1,867,362円	
加算措置の状況		職務の級に応じて５％～20％の加算を行う。	

イ　退職手当　（平成20年度）

区　分	支　給　割　合	
	自　己　都　合	勧　奨　・　定　年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分
職　種　別　平　均　支　給　額		

行　政　職	25,032千円
警　察　職	24,147千円
教　育　職	25,562千円

ウ　時間外勤務手当　（平成20年度）

支　給　総　額	17億9,947万円
支給対象職員１人当たり支給年額	320,933円

エ　特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。24種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当等である。　（平成20年度）

支　給　総　額	570,641千円
支給職員１人当たり平均支給年額	97,847円
職員全体に占める手当支給職員の割合	36.6%

オ　その他の主な手当　（平成20年４月１日現在）

手当名	内容	区分	支給額
扶養手当	扶養親族（他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者をいう。以下同じ。）のある職員に支給	配偶者	月額13,000円
		配偶者以外	月額6,500円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち１人	月額11,000円
		満16歳となる年度の初日（４月１日）から満22歳となる年度の末日（３月31日）までの子	１人当たり月額5,000円を追加
住居手当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対して支給	借家	最高　月額27,000円
		自家	月額3,000円
通勤手当	通勤距離が片道２Km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高　月額55,000円
		自動車等利用	最高　月額38,100円
寒冷地手当	11月から３月までにおいて秋田県及び北海道に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～89,000円
		北海道に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額44,000円～116,800円

(6)　勤務時間の状況

勤　務　時　間	休　憩　時　間
午前８時30分から午後５時15分まで	正午から午後０時45分まで

※　このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7)　休暇の状況

ア　年次休暇の取得状況　（平成20年１月～同年12月）

区　　分	対象人数	使用可能日数	総使用日時数	１人当たり使用日時数
知事部局等	4,503人	174,024日	50,021日４時間	11日１時間
警察本部	2,293人	86,912日	11,299日３時間	４日７時間
教育委員会	4,158人	150,345日	38,470日	９日２時間

※１　「知事部局等」とは、知事部局、労働委員会事務局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局をいう。（以下の表において同じ。）

※２　「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ　育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況　（平成20年度）

区　分	育児休業（女性）			育児休業（男性）			部分休業取得者数	介護休暇取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率		
知事部局等	40人	40人	100.0%	112人		0.0%	２人	５人
警察本部	６人	６人	100.0%	58人		0.0%		
教育委員会	158人	158人	100.0%	189人	１人	0.5%	８人	11人

※１　育児休業の「取得可能者数」とは、平成20年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※２　育児休業の「取得者数」とは、平成20年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※３　「部分休業取得者数」とは、平成20年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

※４　「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む（以下の表において同じ。）。

※５　介護休暇取得者数は、延べ人数である。

ウ　休暇制度の概要

休暇の種類

種　類	内　　容
年次休暇	１年に20日（新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。（主な特別休暇は、次の表のとおり。）
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

種　　類	内　　容（日数等）
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。（年５日以内）
結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる。（７日以内）
出産休暇	女性職員が出産する場合に与えられる。（産前８週間及び産後８週間）
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。（２日以内）
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。（５日以内）
子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。（年６日以内）
服忌休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。（親族区分により定める日数。最高で連続10日以内）

夏　季　休　暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。（年５日以内）

(8)　職員給与費の状況

1　人件費の状況

（平成19年度普通会計決算）

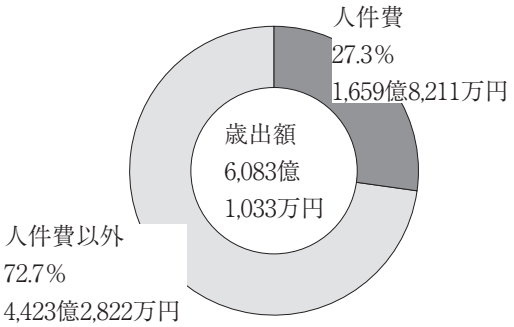

※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

2　職員の給与費の内訳

（平成21年度一般会計予算）

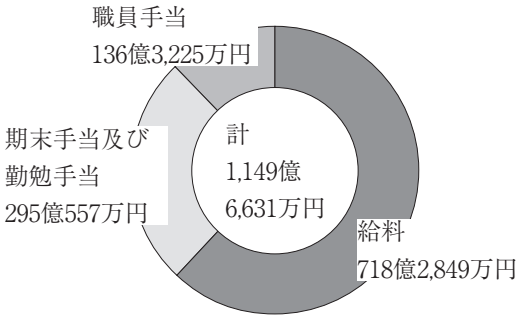

対象職員数17,212人　一人当たり668万円

※職員手当には退職手当は含まない。

(9)　特別職の給料及び報酬等の状況　（平成21年７月１日現在）

区分	給料及び報酬	期末手当		退職手当	
		６月期	12月期	算定方法	支給時期
知　事	1,210,000円（968,000円）	1.55月分	1.7月分	給料月額×在職月数×70/100	任期毎
副知事	930,000円（790,500円）	1.55月分	1.7月分	給料月額×在職月数×45/100	任期毎
議　長	910,000円（864,500円）	1.55月分	1.7月分	支給しない。	
副議長	810,000円（769,500円）	1.55月分	1.7月分		
議　員	780,000円（741,000円）	1.55月分	1.7月分		

※　特例措置として、知事・副知事については平成19年７月から平成25年４月まで、議長・副議長・議員については平成19年10月から平成21年９月までの給料及び報酬が減額されており、括弧内が減額後の額である。（議長・副議長・議員の報酬の減額は平成22年９月まで延長の予定）

※　知事・副知事の期末手当については平成21年６月から平成24年12月まで知事が20％、副知事が15％減額される。

3　分限及び懲戒の状況

(1)　分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数　（平成20年度）

区　分	分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
	降　任	免　職	休　職	降　給	計	戒　告	減　給	停　職	免　職	計
知事部局等			53人		53人	４人	４人	２人	２人	12人
警察本部			10人		10人	５人	１人	１人		７人
教育委員会			111人		111人	８人	５人	２人	６人	21人
計			174人		174人	17人	10人	５人	８人	40人

(2)　行為別の懲戒処分を受けた職員の数　（平成20年度）

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
一般服務違反	８人	３人	１人		12人
一般非行	１人		３人	４人	８人
収賄等				２人	２人
道路交通法違反（職務執行外）	２人	２人	１人	２人	７人
監督責任	６人	５人			11人
計	17人	10人	５人	８人	40人

４　服務の状況

服務規律の確保に関する取組　（平成20年度）

区分	取組の概要
知事部局	平成20年５月　職員の綱紀の保持について（通知） 平成20年６月　事務ミスの防止等に向けた取組の強化について（通知） 平成20年11月　県が事務局となっている団体会計の厳正な管理について（通知） 平成20年12月　職員の綱紀の保持について（通知） 平成21年３月　秋田県知事選挙における服務規律の確保について（通知）
警察本部	平成21年２月　異動期における各種事故防止について（通達）
教育委員会	平成20年６月　「秋田県教育委員会懲戒処分基準」の策定・周知 平成20年６月　「県立学校私費会計事務処理基準」の策定・通知 平成20年６月　不祥事防止のための職場内資料の作成・周知 平成20年７月　職員の綱紀の保持について（通知） 平成20年12月　職員の綱紀の保持について（通知） 平成20年12月　教育委員会が事務局となっている団体会計等の厳正な管理について（通知）

５　研修及び勤務成績の評定の状況

(1)　研修の実績　（平成20年度）

区分	研修実施機関	研修区分		内容	修了者数
知事部局	秋田県自治研	マネジメント研修		経営戦略研修、マネジメント基礎研修、業務コンサル・ユニット研修	263人
		基礎研修		新規採用職員研修、３年目職員研修、現業職員研修	132人
		能力開発研修		政策形成、発想力向上、図解表現技術等	623人
		キャリア開発研修		キャリア開発研修	112人
					計1,130人
警察本部	秋田県警察学校	指定研修	採用時教養	初任科、初任補修科、一般職員初任科	203人
			昇任時教養	各級任用科	29人
		専門研修		専科、部門別任用科等	423人
					計655人

教育委員会	秋田県総合教育センター等	経験年次別	初任者研修、教職５年経験者研修、教職10年経験者研修	384人
		職務別新任者	新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	385人
		事務職員	学校事務職員採用５年経過研修、新規任用事務職員研修	19人
				計788人

(2)　勤務成績の評定の概要　（平成20年度）

区　分	勤務成績の評定の概要
知事部局	職員人事評価制度 対　　象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員（研究員評価対象者を除く。） 評 価 者：直属の上司を１次評価者、さらにその上司を２次評価者とする。 評価期間：平成20年４月１日～平成21年３月31日 評価方法：業績及び能力について役職段階別に評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。 研究員評価制度 対　　象：試験研究機関に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員 評 価 者：各部門の長を１次評価者、所属長を２次評価者とする。 評価期間：平成20年11月１日～平成21年10月31日 評価方法：一般的事項及び試験研究に関する事項について評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。
警察本部	「秋田県警察勤務評定規程」による。 対　　象：警部以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員 評価期間：平成20年１月１日～同年12月31日 評価方法：職員を５つの役職段階に区分し、勤務実績、仕事に対する適性、直近上位職への昇任適性の３領域において７段階の評価を行う。
教育委員会	教員人事評価制度 「秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」による。 対　　象：臨時職員を除く教員 評価期間：平成20年４月１日～平成21年３月31日 評価方法：職務全体について記述評価と併せ、５段階評価を行う。 事務職員人事評価制度 対　　象：臨時職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員 評価期間：平成20年４月１日～平成21年３月31日 評価方法：職務遂行の状況を評定要素ごとに５段階評価するとともに、総合評価も行う。

６　福祉及び利益の保護の状況

(1)　福利厚生の状況

ア　福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関すること及び退職年金に関することについては、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき実施される福利厚生事業に要する県の予算は、次の表のとおりである。

イ　職員厚生費の状況　（平成20年度）

区　分	分類	主な事業	事業費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	93,923千円
	福利厚生及び文化活動	ライフプラン推進事業等	3,312千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅（476戸分）	803,518千円
			計 900,753千円
警 察 本 部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	34,022千円
	福利厚生	ライフサイクルプラン研修会、殉職警察職員慰霊祭等	1,383千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルヘルス研修会、ストレス相談等	535千円
			計 35,940千円
教育委員会	職員の健康管理	教育庁職員定期健康診断等	8,796千円
	教職員健康対策事業費	人間ドック	27,230千円
	生涯生活設計支援事業	ライフプラン講座等	567千円
	福利管理費	臨時職員賃金、広報紙作成等	2,797千円
			計 39,390千円

(2)　公務災害補償の状況

ア　公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員等の非常勤職員については地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ　地方公務員災害補償基金による補償実績　（平成20年度）

療養補償		障害補償		遺族補償		その他		福祉事業	
件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
108件	20,501千円	９件	25,660千円	13件	32,357千円	１件	687千円	35件	18,899千円

※　県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第２　人事委員会の報告事項

１　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

前年度の報告及び勧告の概要

平成20年10月10日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1)　改定の内容

ア　給料表

次の理由により、人事院勧告に準じて、改定は行わない。

・本年４月時点における職員の月例給は、給与減額措置前との比較では民間給与を上回っているが、この較差は、平成18年に実施した給与構造の見直しに伴う中高齢層を対象とした激変緩和措置によるも

ので、措置対象者の減少に伴って着実に縮小しており、近い将来解消される見込みであること。

なお、給与減額措置後との比較では、職員の給与は県内民間給与を下回っている。

イ　期末手当・勤勉手当

県内民間の特別給の年間支給割合が、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数とおおむね均衡していることから、改定は行わない。

ウ　初任給調整手当

病院等に勤務する医師の確保を図るため、人事院勧告に準じて、初任給調整手当の最高支給限度額を10万４千円引き上げ、平成21年４月１日から実施する。

エ　改定の実施時期

ウについては、平成21年４月１日から実施すること。

(2)　給与に関するその他の課題

ア　住居手当

自宅に係る住居手当については、民間の支給状況並びに国及び他の地方公共団体の動向を踏まえて、廃止も含めてその見直しについて引き続き検討する。

借家・借間に係る住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当のあり方について検討する。

イ　給料の調整額及び特殊勤務手当

業務の実態について調査・検討を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等により特殊性・困難性が薄れているものについて、見直しを行う。

(3)　仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア　勤務時間の見直し

勤務時間の短縮については、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に資するものであるが、引き続き行政サービスや行政コストへの影響について検証を進める必要があり、また、今後の国における勧告の取扱を注視するとともに他の都道府県の動向を踏まえるほか、県内民間企業の状況にも留意を要する。

イ　その他

引き続き、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の使用促進に取り組むとともに、職員のメンタルヘルス対策を強化していく必要がある。

２　競争試験及び選考の状況

(1)　採用試験

区分		採用予定人員	申込者数		第１次試験						第２次試験					最終倍率	辞退者数	
					受験者数		合格者数		受験率	倍率	受験者数		合格者数		受験率			
		(A)	(B)	内女子	(C)	内女子	(D)	内女子	C/B	C/D	(E)	内女子	(F)	内女子	E/D	C/F		内女子
大学卒業程度	行政A	7	297	94	244	80	28	11	82.2%	8.7	21	7	11	4	75.0%	22.2	0	0
	行政B	2	22	12	21	11	6	5	95.5%	3.5	6	5	3	3	100.0%	7.0	0	0
	行政C(職務経験者)	1	44	13	36	12	4	0	81.8%	9.0	4	0	2	0	100.0%	18.0	0	0
	薬剤師	3	16	7	15	7	12	6	93.8%	1.3	11	6	5	4	91.7%	3.0	0	0
	化学	1	19	5	18	5	4	1	94.7%	4.5	3	1	2	1	75.0%	9.0	0	0
	農学（一般）	2	28	10	24	9	8	2	85.7%	3.0	8	2	3	1	100.0%	8.0	0	0
	林学	1	7	1	6	0	3	0	85.7%	2.0	2	0	2	0	66.7%	3.0	0	0
	総合土木	4	31	6	23	4	13	2	74.2%	1.8	13	2	6	1	100.0%	3.8	0	0
	建築	2	3	0	2	0	1	0	66.7%	2.0	1	0	0	0	100.0%	－	－	－
	警察事務	6	123	45	104	37	24	9	84.6%	4.3	22	8	7	3	91.7%	14.9	1	0
	計（10）	29	590	193	493	165	103	36	83.6%	4.8	91	31	41	17	88.3%	12.0	1	0
短大卒程度	保健師	1	21	18	17	15	4	4	81.0%	4.3	4	4	2	2	100.0%	8.5	0	0
	診療放射線技師	1	5	3	3	1	3	1	60.0%	1.0	3	1	1	1	100.0%	3.0	0	0
	学校栄養士	5	58	53	52	47	19	17	89.7%	2.7	18	16	7	7	94.7%	7.4	0	0
	警察事務	1	32	25	28	21	4	2	87.5%	7.0	4	2	2	1	100.0%	14.0	0	0
	計（４）	8	116	99	100	84	30	24	86.2%	3.3	29	23	12	11	96.7%	8.3	0	0
高卒	警察事務	3	126	59	97	43	11	4	77.0%	8.8	10	3	5	2	90.9%	19.4	0	0
	小計（１）	3	126	59	97	43	11	4	77.0%	8.8	10	3	5	2	90.9%	19.4	0	0

程度	一般事務(身障)	5	13	3	12	3	6	2	92.3%	2.0	6	2	2	0	100.0%	6.0	0	0
	計（２）	8	139	62	109	46	17	6	78.4%	6.4	16	5	7	2	94.1%	15.6	0	0
合計（16）種類		45	845	354	702	295	150	66	83.1%	4.7	136	59	60	30	90.7%	11.7	1	0
警察官ＡⅠ		20	73	－	57	－	26	－	78.1%	2.2	25	－	7	－	96.2%	8.1	0	－
警察官ＡⅡ		50	238	－	197	－	91	－	82.8%	2.2	85	－	36	－	93.4%	5.5	10	－
警察官Ａ（北京語）		1	1	－	1	－	0	－	100.0%	－	－	－	－	－	－	－	－	－
警察官A(ロシア語)		1	1	－	1	－	0	－	100.0%	－	－	－	－	－	－	－	－	－
女性警察官Ａ		4	61	61	47	47	16	16	77.0%	2.9	14	14	4	4	87.5%	11.8	0	0
警察官Ｂ		37	235	－	179	－	104	－	76.2%	1.7	97	－	41	－	93.3%	4.4	10	－
女性警察官Ｂ		3	55	55	43	43	12	12	78.2%	3.6	11	11	3	3	91.7%	14.3	0	0
警察官A(特別公募)		31	359	－	258	－	113	－	71.9%	2.3	106	－	41	－	93.8%	6.3	0	－
小計（８）		147	1,023	116	783	90	362	28	76.5%	2.2	338	25	132	7	93.4%	5.9	20	0
総計（24）種類		192	1,868	470	1,485	385	512	94	79.5%	2.9	474	84	192	37	92.6%	7.7	21	0

（2）　選考採用（適用根拠別状況）

区分 ＼ 根拠規定				任命権者別 知事	教育委員会	警察本部	計
人事委員会規則４－５第26条第１項				42	1	17	60
	第１号 係長及び相当職以上の職		課長待遇	1			1
			主幹	1			1
			小計	2	0	0	2
	第３号 国、他の地方公共団体等の在職者		森林技監	1			1
			次長	1			1
			課長		1		1
			主事	2			2
			技師	2			2
			警視			3	3
			警部			6	6
			巡査部長			1	1
			巡査			2	2
			小　計	6	1	12	19
	第７号	資格・免許職	医師	9			9
			獣医師	3			3
			看護師	17			17
			職業訓練指導員	2			2
			その他	3		1	4
		その他	研究員			1	1
			武道指導員			3	3
		小　計		34	0	5	39
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条				2	0	0	2
	特定任期付職員			1			1
			小　計	1	0	0	1
	一般任期付職員			1			1
			小　計	1	0	0	1
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第３条				1	0	0	1
	第１号特定任期付職員			1			1
			小　計	1	0	0	1
	第２号一般任期付職員						0
			小　計	0	0	0	0
合　計				45	1	17	63

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

⑴　任命権者に関するもの

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
平成20年秋人委（措）第１号事件	小学校職員	平成20年２月21日	休暇制度	受理（平成20年３月18日）	審査の打切（平成21年２月23日）

⑵　委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

４　不利益処分に関する不服申立ての状況

⑴　任命権者に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
平成19年秋人委（不）第１号事件【再審請求】	元県立学校教諭	平成20年９月18日	分限免職処分取消請求		（却下）平成20年10月10日

⑵　委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

就任監事の住所及び氏名

大仙市長野字六日町63番地　　秋　山　　功

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　入札に付する事項

⑴　委託の名称及び数量

秋田県警察通信指令システム緊急配備指揮支援システム更新等委託　一式

⑵　委託の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

⑶　契約期間

契約締結の日から平成22年３月31日まで

⑷　委託の場所

別途指定する場所

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと。

⑵　当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

３　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010－0951　秋田市山王四丁目１番５号
秋田県警察本部会計課（電話番号018－863－1111）
⑵　入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項に規定する県の休日を除き、平成21年９月18日（金）から同年10月27日（火）までの期間、⑴の場所において随時交付する。
４　入札執行の日時及び場所
平成21年10月29日（木）午前11時
秋田県警察本部３階第２会議室
５　入札保証金
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第160条から第163条までに規定するところによる。
６　その他
⑴　契約に係る特約事項
本委託は、補正予算が成立し契約に係る事務手続が整った場合についてのみ有効である。
⑵　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑶　入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑷　入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
⑸　落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより決定する。
⑹　契約書作成の要否
要
⑺　提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
⑻　その他
詳細は、入札説明書による。
７　概要
Summary
1　Complete set of commission to renew the assistance system for emergency stationing direction of Akita Prefectural Police Communication Command System
2　Time-limit of tender：11:00 A.M.29 October, 2009
3　Contact point for the notice：Finance Section, Police Administration Department, Akita Prefectural Police Headquarters, 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951 Japan TEL 018-863-1111 ext.2247 (Japanese only)

選挙管理委員会告示

秋選管告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年９月18日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

50分の１の数　　18,683
３分の１の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40

万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）
222,357

秋選管告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年９月18日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

選挙区別

秋田市	89,353
能代市山本郡	26,634
横手市	28,365
大館市	22,603
男鹿市	9,759
湯沢市雄勝郡	20,800
鹿角市鹿角郡	11,818
由利本荘市	24,277
潟上市	9,686
大仙市仙北郡	32,174
北秋田市北秋田郡	11,708
にかほ市	7,836
仙北市	8,716
南秋田郡	7,658

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第112号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第１項第１号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第６条の規定に基づき、公示する。

平成21年９月18日

秋田県公安委員会委員長　柴　田　寛　彦

１　実施日時

⑴　講習

平成21年10月29日（木）及び同月30日（金）の午前９時から午後５時30分まで

⑵　修了考査

平成21年11月６日（金）午前９時から午前10時まで

２　実施場所

秋田市山王五丁目９番６号　警察共済組合秋田県宿泊所　ふきみ会館

３　受講申込方法等

⑴　申込期間

平成21年９月25日（金）から同年10月20日（火）までの午前９時から午後５時まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。）。

⑵　申込場所（問い合わせ先）

秋田市山王四丁目１番５号　秋田県警察本部交通部交通指導課指導取締係（電話018-863-1111内線5125）

⑶　申込方法

次の書類等を前記⑵の申込場所に申込者本人が直接持参して申し込むこと。

ア　駐車監視員資格者講習受講申込書　１通

イ　申込前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル。裏面に氏名記載のこと。）　１枚

ウ　運転免許証等顔写真が貼付された身分を証明するもの

⑷　講習手数料

19,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号